平成２８年（フ）第９６号
岩手県北上市相去町笹長根39番地49、旧住所青森県下北郡東通村大字白糠字垣間16番地６
債務者　坂本　聖子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１４０号
秋田市楢山城南町４番15号
債務者　古谷　榮悦
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４号
秋田市外旭川八幡田１丁目４番８号　サンハイツ三浦102
債務者　宮原　健志（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５５号
秋田市外旭川八幡田１丁目４番８号　サンハイツ三浦102
債務者　宮原　友美（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７号
秋田市外旭川字鳥谷場134番地　市営住宅７棟１種16号
債務者　清水　兼子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師１番地83
債務者　堀江　　忠
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８８号
福岡県飯塚市鯰田40番地
債務者　西川　史晃
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１４５号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦2625番地、前住所佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2796番地２　Ｓ　ｃｕｂｅ210号
債務者　佐藤　哲彦（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２６２号
大分県別府市大字鶴見4399番地の２
債務者　江川　久純
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２９９号
大分県別府市末広町９番18号　中井アパートＢ―12号
債務者　太田　　恵
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目11番10―501号
債務者　猪俣　順子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目16番28―301号
債務者　有田　健吾
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９３号
山口県宇部市北小羽山町２丁目３番14―405号
債務者　青山　優子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９５号
山口県宇部市北小羽山町２丁目６番８―401号小羽山市営住宅
債務者　藤田　昌幸
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第９８号
山口県宇部市西梶返３丁目10番59―101号、従前の住所山口県宇部市大字西岐波6494番地52
債務者　糸永　澄江
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１０１号
山口県宇部市東新川町６番50号コーポ千曲15号
債務者　信岡　芳子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市走水２丁目23番２―401号
債務者　高橋みどり
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部